大阪府条例第　　　号

　　　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （災害応急作業等手当）第六条　（略）　一　（略）　二　異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による指示がされ、又は同法第六十三条第一項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該指示に係る地域又は警戒区域内において同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。　三・四　（略）２　（略）（防疫等作業手当）第九条　（略）２　（略）　一　次号及び第三号に掲げる業務以外の業務　　　従事した日一日につき二百九十円（前項第一号に規定する業務のうち心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）　二　前項第二号に規定する業務　従事した日一日につき三百八十円（著しく危険である業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）　三　（略） | （災害応急作業等手当）第六条　（略）　一　（略）　二　異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による勧告若しくは指示がされ、又は同法第六十三条第一項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該勧告若しくは指示に係る地域又は警戒区域内において同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。　三・四　（略）２　（略）（防疫等作業手当）第九条　（略）２　（略）　一　次号及び第三号に掲げる業務以外の業務　　　従事した日一日につき二百九十円　二　前項第二号に掲げる業務　従事した日一日につき三百八十円（著しく危険である業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）　三　（略） |
|  |  |

　　　附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第二項第一号の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（内払）

２　新条例を適用する場合においては、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和三年四月一日以後の分として支給された防疫等作業手当は、新条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。